

第1回富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成20年10月6日(月)
会 場 富合総合支所 3階会議室

開会時間 午前9時35分
終了時間 午前11時28分

○ 出席委員等(11名)

| | |
|-----|------------|
| 会 長 | 田 中 栄 信 |
| 副会長 | 小 山 一 美 |
| 来 賓 | 熊本市長 幸山 政史 |
| 委 員 | 米 原 靖 雄 |
| | 野 口 ミナ子 |
| | 朽 木 信 哉 |
| | 村 崎 博 則 |
| | 改 原 明 博 |
| | 松 永 隆 |
| | 内 藤 信 博 |
| | 菊 池 博 志 |

○ 欠席委員等(なし)

第1回 富合町合併特例区協議会次第

日 時：平成20年10月6日（月）午前9時35分～

場 所：富合総合支所 3階会議室

- 1 開 会
- 2 合併特例区長挨拶
- 3 来賓挨拶（幸山熊本市長）
- 4 合併特例区協議会構成員の紹介
- 5 合併特例区職員の紹介
- 6 議 事
 - 会長・副会長の選出について
 - * 会長及び副会長挨拶

[協 議]

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 協議第1号 | 富合町合併特例区長の給料、手当及び旅費に関する規則について |
| 協議第2号 | 富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則について |
| 協議第3号 | 富合町屋外運動場規則について |
| 協議第4号 | 富合町健康づくり総合センター規則について |
| 協議第5号 | 富合町都市公園規則について |
| 協議第6号 | 富合町老人憩の家規則について |
| 協議第7号 | 富合町合併特例区の休日を定める規則について |
| 協議第8号 | 富合町合併特例区公告式規則について |
| 協議第9号 | 富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則について |
| 協議第10号 | 富合町合併特例区協議会の構成員の公務災害補償等に関する規則 について |
| 協議第11号 | 富合町合併特例区協議会会議運営規則について |
| 協議第12号 | 富合町合併特例区協議会の組織に関する規則について |
| 協議第13号 | 平成20年度富合町合併特例区予算について |

[その他]

- 7 閉 会

司会

それでは、定刻になりましたので、第1回の富合町合併特例区協議会を始めさせていただきます。私、本日の進行を担当させていただきます、特例区協議会事務局の岩岡でございます。よろしくお願いいたします。

本日は皆様、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。ここで配布資料の確認をいたしたいと存じます。御手元に「第1回富合町合併特例区協議会次第」、「第1回富合町合併特例区協議会」という冊子が配られているかと思えます。御手元に資料の不足等がございましたら事務局までお申し出いただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。それでは御手元に配布しております会次第に従いまして進行させていただきます。

次第の「5 合併特例区職員の紹介」までを私の方で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず合併特例区長であります村崎秀の方から御挨拶申し上げます。

村崎 秀 合併特例区長

10名の委員さん方、お出でいただきましたけれども、今まで皆さん大半は、議員という立場でございましたが、今度は合併特例区協議会の委員としてお出ででございます。いろいろ制約等たくさんございますのが、富合町地域のいろいろな問題を解決しようとしたり、またいろいろなことに関与していただき、ひいては、熊本市の発展に繋がることと思っておりますので、富合町の地域のため、また熊本市のために、発言なりそういうことをしていただきたいと思えます。熊本市からいろいろな配慮を受けまして、かなりいろいろな給料等についてもいろいろな配慮を受けておりますので、どうぞ、皆様方この配慮に見合うような仕事をいただき、委員会も月回か2回行いますし、またいろいろな貴重な意見と、いろいろな仕事もボランティア的に活動していただきたいと思っております。

これは報酬をいただく問題でございますので、努力をしていただきたいと思っております。そういうことでございますので、また、ひいてこのような委員会を開く中で、皆さんと話し合いながら、富合地区の発展と、ひいては熊本市の発展のために、皆さん方の尽力をお願いしたいと思えますのでよろしくお願いいたしますと思っております。以上です。

司会

ありがとうございました。次に御来賓の幸山市長より御挨拶を賜りたいと思えます。よろしくお願いいたします。

幸山市長

皆さんおはようございます。今、来賓という紹介がありましたけれども、一言、御挨拶を申し上げたいと存じます。

まずは、合併特例区の村崎区長並びに合併特例区協議会委員の皆様方には、本日は、御就任を快くお引き受けいただきましたことに対しまして、まずは厚く御礼申し上げます。どうぞ今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

また、本日は先程早朝から、「富合総合支所」並びに「合併特例区事務所」の開所式にも、御出席いただきましたことに、重ねてお礼申し上げる次第でございます。

先程申し上げましたように、昨日まで雨が大変心配されましたけれども、今日の門出を祝うかのように、天気も上がりました。今後も一体となったまちづくりを是非とも進めていかなければならないという思いを新たにしたところでございます。

先程、庁舎二階におきましては、合併特例区長の辞令の交付をさせていただいたところでございます。富合町合併特例区長でございますけれども、特別地方公共団体の代表として、合併特例区の事務を総括し、合併特例区職員を指揮監督する重要な職を担っていただくということになりますことから、これまで、富合町の町長として、四年七ヵ月にわたります実績と経験を積まれてこられました、村崎様を選任させていただいたところでございます。併せて、村崎区長には、先程御自分でもお話されたと思ひますけれども、熊本市の特別顧問にも御就任いただいたところでございます。

また、合併特例区の住民代表という位置付けでもございます合併特例区協議会の構成員につきましても、規約に基づきまして、今回お引き受けいただきました元町議会議員の皆様方、もしくは副町長の皆様方、こうした御経験をお積みになられました10名の皆様方を選任させていただいたところであります。皆様方には、どうぞ、これまで培われました地方自治に対します、豊富な知識と御経験を熊本市と富合地域の一体的な発展の為に是非とも、今後とも活かしていただければと、大変幸いと思ひ次第でございます。

合併特例区におきましては、改めて申すまでもございませぬが、地域の特色や文化を継承し、地域住民の皆様が育ててこられましたコミュニティを大切に、急激な生活環境の変化が起こらないように、配慮いただきながら地域の特性を活かしたまちづくりを進めていただくということになっております。

合併特例区の規約にもございませぬとおり、ふるさと祭りでございませぬとか、体育祭等の地域振興イベント、あるいは雁回公園や老人憩の家などの公の施設の管理運営、さらには、これまで富合町が取り組んでこられました九州新幹線総合車両基地に関する事業及びふるさと総合健診事業等の保健事業等を推進していただくことになっております。また、合併特例区協議会におきましては、特例区の予算の同意、決算の認定、あるいは規則等の制定の同意の他、合併特例区が処理します事務及び新市基本計画に関し審議していただき、必要に応じて、私や区長その他の機関に対して、意見を述べる等の重要な権限を有しておられることとなります。

更には、地区囁託員の皆様方との意見交換、あるいは各種イベントへの参加、自治協議会の設立といった地域づくりに対しましても、取り組んでいただくということになっております。

どうぞ今後とも、村崎区長はじめ委員の皆様方におかれましては、68万、熊本市民の将来を見据えながら、富合地域のまちづくりはもとより、本市全体の発展に対しましてもこれまで以上に、御支援と御協力をいただければ大変幸いに存じる次第でございます。

最後になりましたが、改めまして、皆様方には、今回の委員の就任、区長並びに特別顧問に対しまして、快くお引き受けいただいたことに、心から感謝を申し上げ、今後ともの御指導を何とぞ、よろしくお願い申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

司会

ありがとうございました。

本日は第1回目の会議でありますので、ここで委員の皆様方の自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、米原委員様の方から順によりしくお願いいたします。

(委員紹介)

米原 靖雄 委員

こんにちは。この度、合併特例区協議会委員になりました米原でございます。よろしくお願いいたします。

小山 一美 委員

合併特例区委員に選ばれました小山でございます。よろしくお願いいたします。

村崎 博則 委員

村崎博則でございます。よろしくお願いいたします。

改原 明博 委員

元町議会議員でございます改原と申します。よろしくお願いいたします。

内藤 信博 委員

内藤信博でございます。よろしくお願いいたします。

菊池 博志 委員

菊池博志でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

松永 隆 委員

松永でございます。今回は、構成員として任命いただきましたので、議員とは違った立場の中で、あるいは違った視点から、市民と同じような目線で、富合地域発展のために尽力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

朽木 信哉 委員

朽木でございます。よろしくお願いいたします。

野口 ミナ子 委員

議員を経験した委員として、今から、どうしていかかが問われていると思っています。

野口 ミナ子です。よろしくお願いいたします。

田中 榮信 委員

田中榮信です。よろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。続きまして、合併特例区職員の紹介を行います。それでは、事務局よりお願いいたします。事務局長より自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

寺田事務局長

事務局長を仰せつかりました寺田でございます。委員の皆様方、旧議員のときからの顔見知りばかりでございますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。御世話になります。

秋岡事務局次長

事務局次長を仰せつかりました総合支所次長の秋岡でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

高木保健福祉班長

保健福祉班長を仰せつかりました高木でございます。よろしくお願いいたします。

元田まちづくり班長

まちづくり交流室長を仰せつかりました元田でございます。よろしくお願いいたします。

佐藤産業振興班長

産業振興班長の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

吉田新幹線推進班長

新幹線推進班長の吉田です。よろしくお願いいたします。

田中事務局員（総合支所総務課）

事務局総務課の田中です。よろしくお願いいたします。

司会

私、総務班長を拝命いたしました岩岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。これで職員の紹介を終わらせていただきます。ここで、御来賓の幸山市長が御退席なられます。

それでは、これより「次第6議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては、合併特例区規約第10号第4号の規定により、会議の議長は会長が務めるとなっておりますが、第1回の合併特例区協議会でございますので、議長が選出されますまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、最年長の方に臨時議長の職をお願いしたいと存じます。

出席委員の中で、米原委員様が最年長でございますので、臨時議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

米原委員（臨時議長）

ただ今、臨時議長に選任いただきました米原でございます。最年長ということで、本日の協議会の臨時議長の職務を行うことになりました。よろしくお願いいたします。

これより会長を選出されるまでの間でございますが、皆様の御協力によりまして、是非、臨時議長の職務を果たしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長、副会長の選出について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、御手元に差し上げております資料の一番後ろの方でございます。

69頁、第9条に合併特例区協議会に会長及び副会長、各1名を構成員の互選によりこれを定めるということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

米原委員（臨時議長）

事務局より説明がございましたが、会長及び副会長は、委員の互選となっております。ここで、一時休憩を挟み、その後、議事を進行してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

※ 休憩

※ 議事が始まります

司会

よろしいでしょうか。それでは、議事を再開いたします。

米原委員（臨時議長）

それでは、休憩に引き続き議事を再開いたします。先程、会長及び副会長は委員の互選によるものと説明がありましたが、御質疑の点はございませんでしょうか。

朽木委員

今、いろいろ説明していただきましたけれども、その中で会長は田中榮信委員、副会長は、小山一美委員にお願いしたいと思います。

米原委員（臨時議長）

ただ今、朽木委員から会長に田中委員。副会長に小山委員の御推薦がありましたが、御意見はございませんでしょうか。

異議なしとの意思表示有り。

米原委員（臨時議長）

御意見がなければ、合併協議会会長に田中委員、副会長に小山委員でよろしいでしょうか。

「はい。」との返答有り。

米原議長

それでは、会長に田中委員、副会長に小山委員に決定いたします。ここで、会長副会長になられました、お二人方より御挨拶をお願いします。

田中 榮信 会長

先程、協議におきまして、私が会長ということを示されましたので、一言御挨拶を申し上げます。私も、昭和39年から職員として、途中、空白もございましたけれども、そういうことで、長年努めてまいったわけでございます。まだまだ未熟でございまして、会長の重責というのまだ分かりませんし、これから皆さんと一緒に、この会を盛り上

げていきたいと思ひますし、また、皆さんの御協力を是非お願いしたいと思ひます。

先程、申しましたように、新しい新市に向かひましての、特例区ということでござひますので、何かと新しい基本計画に基づいて、まちづくりを精一杯していきたいと思ひます。皆さんの御協力を是非お願いしたいと思ひます。簡単ではござひますけれども、よろしく願ひいたします。

米原委員（臨時議長）

どうも、ありがとうございました。副会長の小山委員に願ひいたします。

小山 一美 副会長

一言、御挨拶を申し上げます。副会長に先程、御推薦をいただきまして、誠に光榮に存じるところでござひます。合わせまして責任の重大さを、感じているところでござひます。会長さんは人格のしっかりとした、大変、合併に精通している方でござひます。会長さんの御指導をあおぎながら、職責をまっとうするように、努力してまいりたいと思ひます。どうぞ、皆さん方の御指導、御鞭撻をお願いいたしまして、御挨拶いたします。ありがとうございました。

米原委員（臨時議長）

ありがとうございました。それでは、会長が決定いたしましたので、これより会長が議長となりますので、その後の進行を田中会長に願ひいたします。よろしく願ひいたします。

田中会長

会長になりました田中でござひます。これから、私が議事進行を進めてまいりますので、皆さんよろしく願ひいたしたいと思ひます。

まず、議事の出席についてでござひますが、本日の委員の皆様方全員出席でござひますので、協議会規約第10条第3号の定数を満たしておりますので、御報告を申し上げます。それでは、早速でござひますけれども、御手元の次第に沿って議事を進めてまいりますので、よろしく願ひしたいと思ひます。

協議事項でござひます。協議第1号「富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

御手元に「第1回富合町合併特例区協議会」の冊子があると思ひますけれども、1頁をお開き願ひます。協議第1号「富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則について」でござひます。富合町合併特例区長の給与、及び旅費に関する規則について別紙のとおり提案をするということでござひます。

2頁をお願いいたします。規則内容について、御説明をいたします。第1条で趣旨を述べております。第2条が給料の額でございます。区長の給料月額は、707,000円とする。第3条で、その他の給料についても定めとなっております。区長には、前条に規定する給料のほか、扶養手当、通勤手当、及び期末手当を支給するというところでございます。第4条では、給与の支給について定めておまして、給与支給については、熊本市の一般職の職員の給与に関する条例の例によります。第2項で期末手当の支給割合について、定めております。

(1) 第1号でございますけれども、支給日と支給割合でございます。3月に支給する場合は100分の30、6月に支給する場合は100分の145、12月に支給する場合は、100分の160とする。それと、第2号が、役職加算割合が、100分の20とする。

それから、第5条に旅費の規定がございます。区長が公務のために旅行するときは、区長に対し旅費を支給する。方式方法については、熊本市職員等の旅費支給に関する条例の規定を準用するというところでございます。なお、この支給額、支給割合等につきましては、市からの合併特例区の交付金の積算を根拠としております。以上でございます。

田中会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第1号につきまして、御質問はございませんか。何か意見はございませんか。

「ありません。」との返答有り。

田中会長

意見がないようでございますけれども、決定といたしたいと思っております。よろしくお願いたします。それでは、協議第1号につきましては、原案のとおり承認いたしてよろしいですか。

「はい。」との返答有り。

田中会長

続きまして第2号「富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料の4頁をお願いいたします。「富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則」でございます。第1条で趣旨を述べております。第2条が報酬の額でございます。構成員の報酬は月額25万円とする。支給について、3条から5条の中で定めており

ます。まず3条でございます。構成員が月の中途において、就職し、または離職し、若しくは死亡した場合においては、その月分の報酬は日割り計算による。第4条で支給日を定めております。報酬はその月分を翌月の10日に支給する。ただし、区長が特に必要と認めるときは、区長が定める日に支給することができるということでございます。第2項で、支給が休日の場合について、載せております。支給日が合併特例区の休日にあたる場合は、その日前において、その日の最も近い平日に支給するということでございます。それから、第3項でございます。構成員が離職し、または死亡した場合においては、第1項の規定、いわゆる支給日10日でございますけれども、この規定に関わらず、報酬を直ちに支給することができるというようにしております。それから、第5条が口座振替の規定でございます。報酬は構成員の申し出により、口座振替の方法により支給することができるとなっております。雑則として、必要な事項については、区長が定めるといたしております。この25万円の金額につきましても、市からの特例区交付金の積算を根拠といたしております。

以上でございます。

田中会長

ただ今、事務局から御説明いたしました協議第2号につきまして、御質問、御意見ございませんか。

朽木委員

この件につきまして、いろいろ御意見がありました。現在の社会状況の中で、また町民感情、市民感情、そういうことを考える中で、一番大事なことは町をどのように良くしていくかということです。そういう中で、精一杯頑張っていただかなければいけないという思いです。

田中会長

わかりました。他に質疑ございませんか。

「ありません。」との返答有り。

田中会長

それでは、ないようですので、協議第2号につきまして、原案のとおり承認させていただきたいと思っております。どうも、ありがとうございました。

続きまして、協議第3号でございますが、協議第3号から協議第6号まで、関連がございますので、一貫して説明をお願いいたします。

それでは、第3号「富合町屋外運動場規則について」、協議第4号「富合町健康づくり総合センター規則」について、協議第5号「富合町都市公園規則について」及び協議第6号「富

合町老人憩いの家規則について」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは、御手元の資料の6頁でございます。「富合町屋外運動場規則」でございます。第1条で趣旨を述べておりまして、内容としましては、富合町屋外運動場の管理に関し、必要な事項を定めるものとするということでございます。第2条で供用時間及び供用日についての定めでございます。屋外運動場の供用時間は、午前9時から午後10時まで。ただし、区長が必要と認めるときには、これを変更することができるということでございます。第2項が供用日の規定でございまして、1月4日から12月28日までとする。これにつきましても、区長が必要と認めるときには、変更ができる旨の規定をいたしております。第3条で使用の許可を謳っております。第2項が使用を許可しない場合の規定でございまして、第1号から第5号まで謳っております。第1号が善良の風俗又は公益を害するおそれがあるとき。第2号が、屋外運動場の施設等をき損し、または滅失するおそれがあるとき。第3号が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたととき。第4号が、屋外運動場の管理運営上支障があるとき。第5号が前各号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めたとときということでございます。

それから、第4条で使用許可の取り消し等についての規定が書いてございます。第1号から第6号までございまして、これにつきましては省略させていただきます。

第5条が使用料の定めでございまして、これは、別表で記載しておりますので後ほど、御紹介いたします。

それから第6条が使用料の減免の規定でございます。それから、第7条が使用料の返還、第8条が特別の設備ということで、使用者は特別な設備をしようとするときは、区長の承認を受けなければならないと規定してあります。以下、第2項第3項は、省略させていただきます。第9条で目的外使用等の禁止、第2項が施設を使用する権利を第3者に譲渡し、又は転貸してはならないということでございます。

次に8頁をお願いいたします。第10条で原状回復の規定をいたしております。第11条が損賠賠償の規定でございます。別表で第5条関係といたしまして、施設使用料を謳っております。区分に従いまして御紹介します。軽運動場が、高校生以下、1時間につき250円、一般も同じ250円となっております。それからテニスコートが、高校生以下が1時間につき170円、一般が350円でございます。9頁をお願いいたします。照明使用料の額でございます。軽運動場は1時間につき900円、テニスコートが350円となっております。

続きまして、12頁をお願いいたします。「富合町健康づくり総合センターの規則」でございます。この規則は御説明をいたしました、富合町運動場規則と内容はまったく同じ規定でございますので、条文の説明については、省略をさせていただきます。14頁の中ほどの下に、使用料を謳っております。別表第5条関係でございまして、占用使用料、学校施設使用料といたしまして、体育関係施設については全面でございますが、午前9時から正午まで

は4, 200円、午後1時から午後5時までは5, 600円、午後6時から午後10時まで
は同じく5, 600円、9時から午後10時まで、18, 200円となっております。そ
れから、第2項で照明使用料を掲げております。1時間につき700円となっております。
それから、第2項で一部使用料について、各種目ごとに、金額を出しております。バトミン
トンにミニバレー、バレーボール、バスケットボール、トレーニング室、ステージ、保健関
係施設は、和室、調理実習室ということで使用については、右の記載のとおりでござい
ます。

続きまして、協議第5号の「富合町都市公園規則」でございまして、18頁をお願いいた
します。この富合町都市公園規則につきまして、合併特例区が雁回公園の管理を行う上
で、必要な事項について、熊本市の都市公園条例をもとに、整理し定めたものでござ
いまして、第1条の趣旨から第17条の雑則まで謳っております。こういった内容につい
ては、省略をさせていただきます。24頁をお願いします。

24頁について使用料、利用料等についての定めでございまして、別表第2で、公園施設
を管理する場合、10, 320円となっておりますけれども、公園の管理者以外が、設置す
る施設に対する使用料は、4, 080円としております。それから別表第3に公園施設以外
の占有使用料を謳っております。電柱からその他の占有物件までの項目について金額を出
しております。

それから、飛ばしまして26頁でございまして、別表第4、営業許可の使用料を謳って
おります。この営業許可、行商等については、1年につき10, 320円となります。写真撮影
は1年につき10, 320円でございます。関係が深いのが、別表第5でございまして、公園
の有料施設の使用料でございます。富合雁回公園の運動広場でございますけれども、ソフト
ボールが一面につき1時間250円、野球場が500円、全面が1, 000円となっております。
以上3つ説明をいたしましたけれども、いずれもこの金額については、熊本市の条例
の金額で経常させていただいております。富合町の住民の方々につきましましては、合併協議
会で協議する内容で、減免等の措置がされることとなっておりますので、申し伝えておき
たいと思います。

続きまして第6号「富合町老人憩いの家規則について」でございまして、28頁をお願い
いたします。第1条が規則の趣旨ということでございまして、第2条で開館時間及び休館日
を定めております。開館時間が午前9時から午後4時まで。第2項で休館日を定めて
おります。

(1) 水曜日及び土曜日、(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日、(3) 12月29
日から翌年の1月3日までを休館日といたしております。事業の内容について、第3条で
謳っております。(1) 老人の生活、身上等に関する相談に応じ適切な指導を行うこと。以下、
(2) (3) (4) が、事業の内容でございまして。

第4条で使用者の資格を謳っております。(1) 熊本市に居住する60歳以上の者、(2)
熊本市に居住する老人クラブの会員、(3) 前2号に掲げる者のほか、区長が特に使用を認
めた者と定めております。

それから、第5条が使用の許可等でございまして、第2項で許可の取り消しについて、1

から5までを定めております。

第6条が損害賠償の規定でございます。以下、第7条から14条までが指定管理者に関する規定でございます。8条で指定管理者の規定の手続きを謳っております。それから、30頁、第9条で指定管理者が行う管理の基準について謳っております。それから、第10条で指定管理者が行う業務の内容について謳っております。11条が利用料金でございます、12条で協定の締結、13条で指定の取り消し等に係る損害賠償、14条が秘密保持義務等でございます。それから、31頁に利用料金について、別表で定めております。大広間が1回につき2,000円、小会議室が1回につき300円、入場料が団体1人につき110円、個人が150円というふうに定めております。以上協議第3号から、協議第6号までの御説明でございます。

田中会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第3号から協議第6号につきまして、御質問、御意見はございませんか。

松永委員

非常にお尋ねしたいことがあります、法定協議会の中でも施設の利用の状況について5年間の特例期間という形の中で、地元もしくは学校関係が使う場合には、計画に入れて欲しいと、法定協議会の中でも言っております。

中学校のテニスコートですね、顧問の先生に聞いたところが、土曜・日曜日の夜に入ってくるから、使われるから、その分は学校としては使えないと。だから、そのへんを今日は、教育班は来てないみたいですが、教育委員会で、今までの例としては、雁回公園にして、テニスコートとか体育館はわからないですけれども、6ヶ月前くらいから、要するに使用願いですか、出せる状況になっているんです。ですから、学校としても、6ヶ月前までの使用をなかなか押さえるということは、他の方にも迷惑をかけるんですね。ただ、学校内にテニスコートとして施設があります。ただ、学校の私物ではございません。だから、町の私物でありますので、そういったところの配慮と言いますか、学校側が土日、事業の一貫、社会体育として、もしくは学校事業として部活動をやるということであるならば、そのへんのコートが確か7面くらいあるかと思っておりますけれども、それを半分は、土曜・日曜は中学校の部活でも使用していいですよという配慮をしてほしいなど。他の施設に関してもそういったところを、きちっと学校側と相談をしてやってもらいたいと思います。そこらへんをお願いいたします。

村崎区長

施設の使用として、明確してないので、担当者と打ち合わせて、要望に沿っていきたいと思います。

松永委員

一応現状を言いますと、要するに土曜・日曜が他所から、熊本市とか他のところから、一般の方からテニスコートを借られているので、土曜・日曜に入っているときは部活動ができない。テニスコートだけを使うだけが、部活動ではないですけども。あれだけ何面かあるんで、もしくは2面を残して学校に配慮して土日は使えるようにしておくとか、そういった配慮をして欲しいということですが。学校が使わないということであればいいですよ。2ヶ月くらい前になると、いろんな学校の行事がありますので、1ヶ月前くらいになると使わないから、使わせてもいいですよということで点検をすればできると思うので、雁回公園に対してもそうですけれども、体育館に対してもそうですけれども、使用料に関してなかなか中学校小学校の部活動で、部活動日数が決まっているので、なかなか負担がまかせられない。そういった対応をできれば、学校側とも連絡してほしいと思います。熊本市との部活動の説明会が確か、中学校であると。そのときにあわせて説明をしていただければと思います。

村崎区長

条文に、「区長が、公益上その他の特別の理由があると認めるときは、使用料の減免」とか、そういうことができるんですね。

事務局

事務局から、よろしいでしょうか。一応テニスコートの利用については、地元中学生の方はもちろん無料でしたので、特例区の施設となった後も無料です。それと、施設の使い方につきましては、富合町が他の地域の方より1月前に申し込みができると、その制度は残っておりますので、松永委員の方からありましたように、1月の期間を利用して学校あたりと調整していくならばと思っております。

松永委員

だから、6ヶ月なんです。半年前なんです。それを3ヶ月に戻してもらいたいという意見なんです。6ヶ月先は、わかんないんです。どうしても。地元優先という形で、そういう配慮をしていただけるなら、せめて3ヶ月ですね。自分達は7ヶ月前ですよ。約1年くらい前になるから、先のことはわからない。かといって、フリーに押させておくと、ものすごく失礼になるんですよ。途中で扱わなくなるようになったということになると。やっぱり3ヶ月でしょうね。

村崎区長

それは、やっぱり今から、特例区の中で話をしていくということでもいいですか。そういう

ことで、明確に、いろいろなことを議員さんから提案していただきたいと思います。

改原委員

ちょっといいですか、議長。

田中会長

どうぞ。

改原委員

今の話ですが、規約が承認されるでしょ。やっぱり規約の変更というのは、協議会の中で出てくるわけですか。規約の変更。

事務局

規約の変更は区長の権限でございまして、区長が提案して協議会にかかって、市長の承認、議会の同意を得れば、できます。

改原委員

後は議会の議決だな。できるのと、できないのと、あるようですね。

田中会長

他にありませんか。

ない、との意思表示有り。

事務局

御説明をいたします。資料の1枚目1頁、目次の次に特例区協議会の案件一覧ということでお示しをしておりますけれども、協議第1号から協議第6号まで区長の報酬給料、協議会員の報酬。後、4つの施設の規則ですね。これにつきましては、区長が定め、こちらにあります協議会の同意をいただいた後で、市長が議会の議決を経て、市議会の議決を経て、承認をいたします。今回の規則につきましては、早速今日から施行する必要がございますので、これで承認をいただきましたら、市長により先決処分をさせていただきます。後の議会で承認をいただくという手続きを、とってまいりたいと思っております。それから、7号以下につきましては、基本的には協議会の同意だけで、提出をいたす限りでございます。特例区の予算につきましては、さらに市長の承認が必要となっております。以上でございます。

田中会長

よろしいですか。

他に異議がないようでしたら、協議第3号から協議第4号につきまして、原案のとおり承認いたしたいと思えますけれども、よろしいですか

「異議なし。」との返答有り。

田中会長

ありがとうございます。

続きまして、協議第7号「富合町合併特例区の休日及び期限の特例を定める規則について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、34頁をお願いいたします。「富合町合併特例区の休日及び期限の特例を定める規則」でございます。合併特例区の休日、第1条で定めております。(1)日曜日及び土曜日、(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日、(3)12月29日から翌年の1月3日までといたしております。

それから、第2条で期限の特例の定めでございます。合併特例区に対する申請、届出、その他の行為の期限で、合併特例区規則で規定する期間をもって定めるものが合併特例区による休日にあたる時は、合併特例区の休日の翌日をもって、その期限とみなすということでございます。以上でございます。

田中会長

ただ今、事務局より説明いたしました協議第7号につきまして、何か質問等ございましたらお願いいたします。

異議なし、との意思表示有り。

田中会長

それでは、ないようでございますので、協議第7号につきまして原案のとおり承認いたしたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、協議第8号「富合町合併特例区公告式規則について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

36頁でございます。「富合町合併特例区公告式規則」でございます。第1条で趣旨を述

べております。第2条が規則の公布についての定めでございます。合併特例区規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に区長が署名しなければならない。第2項として、合併特例区規則の公布は、合併特例区の事務所の前の掲示場に掲示して行う。第3条で、規程等の公表の手続きを謳っております。区長の定める規程等を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び区長名を記入して区長印を押さなければいけない、ということでございます。

以上でございます。

田中会長

ただ今事務局から説明がありました、協議第8号につきまして、何かございましたらお願いいたします。

「異議なし。」との返答有り。

田中会長

「異議なし」とのことでございますので、協議第8号につきまして、原案のとおり承認いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、協議第9号「富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

38頁でございます。「富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則」でございます。第1条で、趣旨を述べております。最後の方に合併特例区の財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとなっております。第2条で、公表の期限を定めております。区長は、毎年3月末日及び9月末日から2月以内に、それぞれの末日現在における合併特例区の財政状況を公表するということでございます。第3条で公表の方法を謳っております。前条の規定に関する公表は、合併特例区の事務所前の掲示場に掲示して行うというものでございます。

以上でございます。

田中会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第9条につきまして、何か御意見ございませんか。

「ありません。」との返答有り。

田中会長

異議がないようでございますので、協議第9条につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして協議第10条「富合町合併特例区協議会の構成員の公務災害補償等に関する規則について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

40頁をお願いいたします。「富合町合併特例区協議会の構成員の公務災害補償等に関する規則」でございます。これにつきましては、熊本市の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございます。これを合併特例区の構成員の皆さんにあてはめて、定義した規則でございます。内容を簡単に御説明しますと、第1条が目的でございます。第2条で通勤の定義を定めております。第3条が、補償の実施、第4条が災害の認定等ということで、災害の認定、補償の種類及び補償金額は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の例によるものとする。第2項といたしまして、前項の災害の認定は、条例の規定する認定委員会に委任するものとするというものでございます。以下、第5条、第6条、第7条がそれぞれ審査、報告、一時差止めに関する規定となっております。第8条が期間の計算、第9条が通勤災害に係る費用の一部負担について謳っております。

以上でございます。

田中会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第10号につきまして、何か質問はございませんか。

「異議なし。」との返答有り。

田中会長

「異議なし。」との声が大きいです。それでは、議案第10号につきまして、提案どおり承認いたしました。

続きまして協議第11号でございますが、協議第1号と、協議第12号は関連がございますので、合わせて説明をお願いいたします。それでは、協議第11号「富合町合併特例区協議会会議運営規則について」、及び協議第12号「富合町合併特例区協議会の組織に関する規則について」、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料の46頁をお願いいたします。「富合町合併特例区協議会会議運営規則」でございます。少し時間をいただいて、丁寧に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1条が趣旨でございます。この規則は富合町合併特例区規約に規定するもののほか、

合併特例区協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるといたしております。第2条に基本方針を謳っておりまして、協議会の会議は公開とすると。一方で、会長、副会長及び構成員は、会議の運営に関して、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならないと、いたしております。第3条は議長等の責務でございまして、議長は、迅速かつ能率的に会議の議事を進行することに努めなければならない。第2項で、副会長及び構成員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならないと、いたしております。第4条で、会議の開閉等についての規定でございまして。会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。第2項で、会議において発言しようとする構成員等は、議長の許可の得た上で、発言するものとするということでございます。第5条で、採決の方法を謳っております。議長は採決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。第6条で、規律についての定めでございまして。何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。第2項、構成員等及び規約第10条第5項により会長が必要と認められた者は、会議において、資料、新聞紙、文書等を配布しようとするときは、議長の許可を得なければならないとしております。それから、第7条で会議録の調製について、第1項から第4項で定めております。それから、第2項、会議録は議長が指名する構成員等2人が署名しなければならないと、いたしております。それから、第8条で、会議録等の公開を謳っております。会議録及び会議資料は、公開とするということでございます。

それから、第9条から、10、11、12、13、14条までが、傍聴関連の規定でございます。第9条で会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。第2項、一般傍聴人の定員は50人とする。都合によって、増減することができるということでございます。第10条で、傍聴手続きを謳っておりまして、傍聴受付簿の記入、傍聴証の交付を受けなければならないということ。それから、傍聴席に入ることができない者として、11条第1項から第5項まで掲げております。第12条で、傍聴人の守るべき事項を第1号から第5号まで掲げております。それから、第13条で、傍聴人は合併特例区の職員の指示に従わなければならない。第14条で、違反者に対する措置として、議長は、傍聴人が前2条の規定に違反したときは、これを制止するとともに、命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができると、規定をいたしております。それから49頁が一般傍聴人の受付簿の様式でございます。50頁に様式第2号として、傍聴証の様式を定めております。

続きまして、協議第12号「富合町合併特例区協議会の組織に関する規則」でございます。52頁をお願いいたします。第1条で趣旨を謳っております。第2条が協議会の構成員の活動業務でございます。(1)から(9)まで定めております。第1号といたしまして、協議会の会議に参加をすること、第2号富合区域内の各地区嘱託員と定期的に意見交換を行うこと、第3号区長などの行政機関と定期的に意見交換を行うこと、第4号富合区域選出市議会議員と定期的に意見交換を行うこと、第5号合併特例区が実施する各種イベントへの参加、第6号協議会の広報に関すること、第7号協議会の部会に関する活動、第8号富合区域内で取り組む事業に関すること、第9号住民自治組織の形成に関することが、活動状況として規

定をいたしております。それから、第3条が部会に関する規定でございます。協議会が必要と認める事項について、調査研究を行うため、協議会に部会を置くことができる。第2項といたしまして、部会の組織、運営その他必要な事項は、協議会に諮り別に定めるということでございます。

以上、協議第11号、協議第12号についてあわせて、説明をさせていただきました。

田中会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第11号、及び協議第12号につきまして、何か御質問、御意見は等ございませんか。

「ありません。」との返答有り。

田中会長

異議がないようでございますので、協議第11号、及び協議第12号につきまして、原案のとおり承認いたしました。

ただ今、会議運営規則を承認いただきましたので、ここで会議録の署名の指名をお願いしたいと思います。会議署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規則第7条第2項の規定により、指名は議長が行うこととなっておりますので、指名をさせていただきます。

本日は、米原委員と朽木委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、協議第13号「平成20年度富合町合併特例区予算について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

御説明をいたします。54頁からが予算書となっております。56頁の総括表で、歳入歳出について、説明をいたします。歳入につきましては、1. 合併特例区交付金90,633,000円。それから使用料及び賃借料、使用料でございますが、1,054,000円で、合計が91,687,000となっております。

歳出でございます。総務費、総務管理費が、82,632,000円となっております。衛生費の保健衛生費が722,000円。農林水産業費の農業費が300,000円、土木費の都市計画費が1,935,000円、教育費の社会教育費が906,000円、保健体育費が5,192,000円ということで、合計が、91,687,000円となっております。

59頁から内容について御説明をいたします。59頁の歳入でございますけれども、合併特例区交付金90,633,000円。これは熊本市から富合町合併特例区の交付金でございます。それから、使用料、これは公の施設の使用料1,054,000円となっております。

す。

続きまして、60頁をお願いいたします。歳出について御説明をいたします。まず、総務費の一般管理費でございます。20,399,000円でございます。内訳といたしましては、協議会構成員報酬が14,659,000円で、特例区長給料が4,146,000円、期末手当等が711,000円。需用費が印刷費等でございますけれども、363,000円、委託料が520,000円、合計の20,399,000円となっております。

同じ総務の方に、新幹線対策費でございます。総額62,233,000円でございます。旅費が1,520,000円で需用費が1,657,000円で、消耗品費、修繕費、燃料光熱水費等でございます。役務費が859,000円で、通信費、自動車損害保険料、登記関係手数料等でございます。委託料21,200,000円でございます。これは、排水路整備設計委託費、家屋事前調査委託料、JR駅の実施設計委託料等でございます。

それから、使用料及び賃借料425,000円でございます。これはコピー及びパソコン等の使用料となっております。工事請負費は21,000,000円でございます。排水路等工事でございます。公有財産購入費が15,500,000円でございます。これは、用地購入費でございます。それから、最後に負担金補助及び交付金として72,000円を經常いたしております。ということで総務費の総計が82,632,000円となっております。

61頁の衛生費でございます。健康の里推進費722,000円でございます。これは健康の里関連の経費でございます。報償費として285,000円、講師謝礼、記念品等でございます。需用費が437,000円ということで、消耗品費、印刷製本費でございます。それから、農林水産業費でございます。水田農業推進対策費として、300,000円を經常いたしております。これは、産業祭への負担金となっております。

62頁をお願いいたします。土木費の公園管理費でございます。1,935,000円でございます。これは雁回公園の管理経費でございます。需用費が398,000円で、役務費が636,000円ということで、植木の手入れ、し尿汲取、水道タンクの清掃、水質検査等の手数料となっております。委託料、840,000円でございますけれども、雁回公園管理の委託料でございます。使用料賃借料の6,000円、原材料費が30,000円、負担金補助及び交付金が25,000円となっております。

それから教育費でございますが、公民館費906,000円を經常いたしております。内容はさわやか学級事業、それから成人式の費用となっております。内訳としましては、報償費が336,000円でございます。謝礼金でございます。それから需用費が142,000円で、成人式茶話会、印刷製本費でございます。それから、使用料賃借料として428,000円、高齢者学級用の自動車借上料428,000円。教育費の保健体育総務費20,000円を經常いたしております。町内駅伝大会の時のパソコンの借上げ料でございます。それから、保健体育施設費としまして、5,172,000円を、經常いたしております。この中身でございますけれども、健康づくり総合センター、それから、運動場の管理経費で

ございまして、需用費が2,352,000円。それから、役務費が98,000円、委託料が2,577,000円、使用料及び賃借料が120,000円と、原材料費ということで25,000円、総計が5,192,000円となっております。

以上でございます。

田中会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第13号につきまして、御質問、御意見ございませんか。

「ありません。」との返答有り。

田中会長

ないようでございますので、協議第13号につきましては、提案のとおり承認としました。それでは、最後になりますが、「その他」ということでございます。委員の皆さんから何かございましたら、お知らせ、報告あるいはいろいろ御質問がございましたら、何でもよろしいですので、していただきたいと思います。

改原委員

60頁の新幹線対策費の中身で、一番上の項目で普通旅費と書いてあります。152万と。使い道は何ですか。

事務局

私の方から御説明を申し上げます。金額については、平成20年度富合町の新幹線の予算をそのまま引き継いでおります。これは特例区の事業として、やっておりますので区長の旅費、それから職員の旅費をそのまま20年度の町の計算にしているということです。

改原委員

業務として、旅費というのが福岡に行ったり、どっかに行ったりということですね。

村崎区長

新幹線の打ち合わせも大変しなければなりませんので、旅費もどれだけ要るかわかりませんが、予算を組んどかないと、いろいろありますので、重要であります。

田中会長

よろしいですか。他にございませんか。ないようでございますので、事務局の方からありませんか。

事務局

ないようでございますなら、委員の皆様には御案内申し上げますけれども、今日6時半から市民会館で合併の記念式典を開催させていただきますので、どうぞ、御出席のほどをよろしくお願いいたします。

田中会長

時間がある方はよろしくお願ひしたいと思います。

事務局

合併特例区協議会の事務局は、総務班が庶務を行って参りますので、次回開催については、そちらの方で会長さんと御相談をしながら、文書で事前に御連絡をさせていただきたいと思ひます。

村崎区長

やっぱり熊本市さんも含めて、特例区の今度の仕事は大変重要であり、頑張っていきたいと思ひます。それだけ、月1回や2回は定例会を開催したいと思ひます。また、活動も公開しなければなりませんので、その反応によってはもっと努力をしなければならないということでございます。また、実行が一番でございますので、今まで以上に各行事への積極的な参加をお願ひしたり、そういうことでございますので、よろしく願ひしたいと思います。

田中会長

他に何かありませんか。

野口委員

部会の設置がありますよね。それには、いつ決めたらいいのか、今から決めるのが本当じゃないかなと思ひますので。

村崎区長

今、私も特例区も手探りの状況、そういうことでございますので、また皆さんと打ち合わせながら提案したいと思ひています。

田中会長

よろしいですか。

改原委員

今、議会の話がありましたけれども、議会は研修に行ってましたが、協議会では勉強会というお考えはございませんか。

村崎区長

皆さんの意見があれば検討したいと思います。まだ今のところ合併特例区の予算がございませんが、私としても、皆さんと相談し経緯を見ながら検討してまいりますので、御協力をお願いいたします。

田中会長

よろしいでしょうか。それでは、何もないようでございますので、これで、協議を終了したいと思います。本日は大変、未熟な司会で、皆さん方に申し訳ないと思います。今後とも協議につきまして、よろしく願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成20年11月5日

署名委員

朱原靖雄

署名委員

朽木信哉